



市 章

# 大津市公報

平 成 31 年 3 月 29 日  
号 外 ( 第 17 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 25 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 26 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第25号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、第9条から第12条までを次のように改める。

#### 第9条から第12条まで 削除

第13条の見出しを「（入居の手続）」に改め、同条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「第11条第2項」を「第10条第2項」に、「手続き」を「手続」に改める。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第14条の2中「第11条第4項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第2項中「第11条の2第2項」を「第11条第2項」に改める。

別表第4中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「11,880円」を「12,100円」に改める。

様式第9号中「第11条第4項」を「第10条第4項」に改める。

様式第10号中「所得証明書」を「収入の額を証する書類」に改める。

様式第11号中「住民票記載事項証明書」を「異動の事実を証する書類（住民票、戸籍謄本等）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、平成31年10月分以後の駐車場の使用料について適用し、同年9月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第26号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年規則第150号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第11条の2、」を「第11条、」に改め、同条の表第11条の2第1項の項中「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に改め、同表第11条の2第2項の項中「第11条の2第2項」を「第11条第2項」に改め、同表第17条第1項の項中「第11条第5項」を「第10条第5項」に改め、同表第36条第1項第6号の項中「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に改める。

第7条の表第15条第2項の項中「第11条の2第2項」を「第11条第2項」に改める。

様式第6号中「所得証明書」を「収入の額を証する書類」に改める。

様式第7号中「住民票記載事項証明書」を「異動の事実を証する書類(住民票、戸籍謄本等)」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。